

利根上流地域森林計画書

(利根上流森林計画区)

(案)

計画期間 { 自 令和8年4月1日
 至 令和18年3月31日 }

群馬県

位置図



目 次

I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1-1
	(1) 自然的背景	
	(2) 社会経済的背景	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	1-4
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	1-5

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1-6
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1-7
	1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
	2 その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項	
	1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く。）	1-11
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	2 造林に関する事項	1-14
	(1) 人工造林に関する指針	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
	3 間伐及び保育に関する事項	1-18
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方針に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
	<参考> 早生樹に関する指針	1-20
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	1-21
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	

(3) その他必要な事項	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項――	1-24
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項――	1-26
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項――	1-30
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項――	1-32
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項――	1-34
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する指針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項――	1-35
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項――	1-36
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積――	1-37
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画――	1-38
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画――	1-42
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期――	1-44
第7 その他必要な事項――	1-45
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況――	2-1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	
(2) 地況	
(3) 土地利用の現況	
(4) 産業別生産額	
(5) 産業別就業者数	
2 森林の現況――	2-4
(1) 齢級別森林資源表	
(2) 制限林普通林別森林資源表	
(3) 市町村別森林資源表	
(4) 所有形態別森林資源表	
(5) 制限林の種類別面積	
(6) 樹種別面積・材積表	
(7) 特定保安林の指定状況	
(8) 荒廃地等の面積	
(9) 森林の被害	
3 林業の動向――	2-20
(1) 保有山林規模別林家数	

(2)	森林経営計画の認定状況	
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(5)	林業事業体等の現況	
(6)	林業労働力の概況	
(7)	林業機械化の概況	
(8)	作業路網等の整備の概況	
(9)	その他	
4	前期計画の実行状況（過去5年間）	2-28
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2)	間伐面積	
(3)	人工造林及び天然更新別面積	
(4)	林道の開設及び拡張の数量	
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	
ア	保安林の種類別の面積	
イ	保安施設地区の面積	
ウ	治山事業の数量	
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	
5	林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）	2-30
(1)	森林より森林以外への異動	
(2)	森林以外より森林への異動	
6	森林資源の推移	2-31
(1)	分期別伐採立木材積等	
(2)	分期別期首資源表	
7	その他	2-33
(1)	年度別森林資源表（県計）	
(2)	持続的伐採可能量	

本書表中の表記について

- ① 「0」は端数処理（四捨五入）の結果、単位に満たないものである。
- ② 「－」は該当がないものである。
- ③ 端数処理（四捨五入）により、総数欄・計欄の数値と内訳の合計は一致しない場合がある。

I 計画の大綱

本計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき、全国森林計画に則して地域森林計画の対象とする森林について必要な事項の検討を行い、地域の状況、過去の実績等を勘案して樹立した地域森林計画です。この計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日の10年間です。

1 森林計画区の概況

（1）自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、県の北東部、利根川の最上流部に位置し、北は新潟県・福島県、東は栃木県に接した山岳及び中山間地域で、沼田市と利根郡全域の1市1町3村からなっています。総面積は176,569haで、県総面積の28%を占めています。

本森林計画区の北東部には、県内最高峰の日光白根山(2,578m)から鬼怒沼山(2,141m)・景鶴山(2,004m)などの尾瀬の山々、北部から北西部には平ガ岳(2,141m)・大水上山(1,831m)・巻機山(1,967m)・谷川岳(オキノ耳:1,977m)・仙ノ倉山(2,026m)などの2,000m級の山々が連なっています。また、南東部には、皇海山(2,144m)・袈裟丸山(奥袈裟丸山:1,961m)・黒檜山(1,828m)などの足尾山系から赤城山系の山々が連なり、森林計画区のほぼ中央部には武尊山(2,158m)が尾瀬の山々から派生する形でそびえています。

本森林計画区の大部分は利根川流域となっていますが、北東部の一部（尾瀬沼及び尾瀬ヶ原周辺）が阿賀野川流域となっています。利根川流域は、本森林計画区を水源とする利根川本流と湯桧曾川・赤谷川・片品川等の大規模な集水区域を持つ支流からなっており、矢木沢ダム・藤原ダム・奈良俣ダム等の多くの多目的ダム群とあいまって、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしています。

イ 地質及び土壌・植生

地質：利根川源流部は、砂岩・頁岩互層からなる奥利根層からなり、その南端から須田貝ダムにかけては須田貝花崗岩が分布しています。藤原湖周辺には、礫岩や砂岩からなる栗沢層や軽石凝灰岩などからなる後閑層が見られます。また、武尊山周辺には火砕岩を含む武尊火山噴出物、尾瀬方面には荷鞍噴出物が分布しており、戸倉周辺には玄武岩やはんれい岩などが分布しています。

土壌：褐色森林土壌が主となっていますが、みなかみ町の一部には、黒色性土壌が分布し、県境付近の標高の高いところでは、森林の生育に適さない土壌が見られます。

植生：大峰山・武尊山・日光白根山を結ぶ線から北側は、多雪地帯の日本海型植生域、南側は太平洋型植生域となっています。日本海型植生域の谷川連峰・奥利根地域・尾瀬周辺・武尊山周辺にはブナ林が多く見られます。また、尾瀬周辺から日光白根山にかけての標高の高い地域にはシラビソ、トウヒなどからなる県内有数の天然針葉樹林が形成されています。なお、ブナが伐採された跡地の代償植生としてミズナラを

多く含む林分も見られます。標高の低い地域には、スギ・ヒノキの造林が行われ、片品村ではカラマツの人工林も多く見られます。

(2) 社会経済的背景

ア 地域経済圏の概況

経済活動に大きな役割を果たす交通は、首都圏と新潟県を結ぶＪＲ上越新幹線・上越線の鉄道と、関越自動車道・国道17号線の道路に加え、栃木県に通ずる国道120号線が整備されています。また、これらの動脈に加え市町村間を結ぶ県道・広域農道等の整備も進められ、優れた自然景観や温泉、スキー場などの観光資源とともに、地域経済の発展に大きく貢献しています。

イ 産業の状況

第一次産業では、就業者数・生産額ともそのほとんどが農業で占められており、標高差と夏期冷涼な気候を利用した多彩な農業経営が行われています。赤城高原や片品高原では、レタス・ほうれんそう・トマトなどの夏秋野菜や酪農・肉用牛の飼育、コンニャク等の大規模経営が行われています。また、りんごを中心としてぶどう、おうとうなどの観光果樹園が多く営まれています。しかし、全産業から見れば第一次産業の就業者数は16％程度、産業別生産額はわずか4％余りとなっています。また、林業の産業別生産額は第一次産業の約6％となっています。

本森林計画区には全国的に有名な水上温泉等の数多くの温泉地があり、県内のスキー場の大半も本森林計画区内に集中しています。また、尾瀬国立公園の尾瀬ヶ原や尾瀬沼、上信越高原国立公園の谷川連峰および日光国立公園の日光白根山と湖沼等の優れた自然景観を有しており、天然記念物の吹割の滝や玉原高原のラベンダーパーク等の多くの観光地も存在します。これらに加え首都圏からの日帰り圏でもあることから、観光関連のサービス業が盛んであり、全産業に対する第三次産業の占める割合は、就業者数では約6割、産業別生産額でも約6割となっています。

ウ 人口の状況

本森林計画区の人口は73,454人(令和7年8月末住民基本台帳)で、県人口の3.9％となっており、全市町村で減少傾向にあります。人口密度は42人／km²と県内では吾妻森林計画区に次いで低い値となっています。

エ 林業の概況

本森林計画区の森林総面積は、約152千haで、森林率は県内森林計画区では最も高い86％となっています。また、森林総面積に占める国有林の割合も64％と県内森林計画区で最も高くなっています。

民有林面積は約55千haで、県内民有林の24％を占めていますが、気象条件や立地条件が厳しいことから、蓄積は13,202千m³と県内民有林の18％であり、ヘクタール当たりの蓄積も240m³と県内では低位となっています。

民有林の人工林率は31％と県内森林計画区で最も低く、人工林の樹種別面積では、スギが44％、カラマツが31％となっており、県内他森林計画区と較べカラマツの多いことが特色となっています。また、天然林では高齢林が多いことも特色です。

片品村やみなかみ町の奥地では大規模な会社有林が多くなっており、その大部分が保安林や国立公園の特別地域に指定されています。

素材生産は、県内民有林における素材生産量のうち、本森林計画区の占める割合は約18%となっています。他計画区と比べて広葉樹材の占める割合が高くなっているのが特色です。

また、本森林計画区では、原木市場がないものの木材産業が盛んで、製材工場及びチップ生産工場が10社あり、比較的大きい規模で事業を行っている業者もあります。川場村では第三セクターが運営する木材コンビナートと木質バイオマス発電所が木材利用の拠点として機能しています。

なお、既存の木工に加え、木工クラフト、遊具などの取り組みも見られ、また最近ではチップやオガの生産が増加し、木材利用の促進が期待されています。

特用林産物では、生しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類の生産が行われています。また、タラノメ、フキノトウ等の山菜類の生産も盛んです。

オ 森林組合の現況

利根沼田森林組合は、組合員数4,163名、組合員所有森林面積17,393haであり、県内でも大規模な森林組合です。地域の木材を利用した加工品の販売や、森林資源の活用を図るため、利用間伐や皆伐による素材生産事業にも積極的に取り組んでいます。

一方、片品村森林組合は、組合員数613名、組合員所有面積4,532haであり、小規模な組合となっています。現在は保育を主体とした事業運営であるため、素材生産事業への取組が、これからの課題となっています。

今後は、利用期を迎えた森林資源の有効活用を図り、森林の多面的機能の発揮を期待する上で、効率的で一体的な集約化施業へ取組んで行くことが期待されます。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5カ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりです。

伐採立木材積については、主伐は計画200千 m^3 に対して実行176千 m^3 (実行歩合88%)、間伐は計画280千 m^3 に対して実行372千 m^3 (実行歩合133%)でした。また、間伐面積については、計画3,400haに対して実行1,266ha(実行歩合37%)でした。間伐面積の実行歩合は計画の37%でしたが、高蓄積の林分の伐採が多かったため、伐採立木材積は全体で実行歩合114%とほぼ計画どおりでした。

人工造林の面積については、計画420haに対して実行108ha(実行歩合26%)でした。依然として、素材生産が間伐主体で、皆伐が進まなかったことから、伐採面積が少なく、更新の面積も少なかったものと思われます。

林道の開設及び拡張については、開設は計画2.4kmに対して1.9km(実行歩合79%)、拡張は計画57.5kmに対して7.0km(実行歩合12%)でした。近年の集中豪雨等による災害への対応等により、進捗が遅れたものと思われます。

保安林の整備については、水源涵養のための保安林は計画284haに対して実行11ha(実行歩合4%)、災害防備のための保安林は計画457haでしたが実行はありませんでした。保健、風致の保存等のための保安林は計画15haでしたが実行はありませんでした。森林境界の不明瞭化や、森林所有者の不在村化等により保安林指定の承諾を得ることが困難なことから、指定が進まないものと思われます。

治山事業については、山地治山は計画69箇所に対して実行28箇所(実行歩合41%)、保安林整備は計画15箇所に対して実行6箇所(実行歩合40%)でした。近年の物価上昇とそれに伴う標準工期の長期化により、相対的に実行箇所数が減少したものと思われます。

※実行結果の詳細は(附)参考資料 4 前期計画の実行状況(過去5年間)を参照

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、県土の保全、水源の涵養及び地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

とりわけ、本県の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すことが重要です。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望まれます。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別面積

単位：ha

区 分	面 積	備 考
総 数	5 4 , 9 0 3	
沼 田 市	9 , 8 0 1	
片 品 村	2 7 , 3 1 0	
川 場 村	2 , 9 7 0	
昭 和 村	1 , 3 9 7	
みなかみ町	1 3 , 4 2 5	

(注)

1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の
民有林とします。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の「開発行為の許可」、同
法第10条の7の2第1項の「森林の土地の所有者となった旨の届出」及
び同法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」の対象です。
3. 森林計画図の閲覧場所は、群馬県環境森林部林政課、利根沼田環境森林事
務所とします。また、群馬県統合型地理情報システムに搭載します。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉症発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化を推進します。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本計画区の森林資源の構成等を踏まえ、森林の有する各機能において、その機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりです。

	区分	森林の機能(働き)	機能に応じた望ましい森林の姿
公 益 的 機 能	水源涵養機能	洪水緩和／水資源貯留／水量調節／水質浄化	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	表面侵食防止／表層崩壊防止／その他の土砂災害防止（落石防止、土石流発生防止・停止促進）／土砂流出防止／土壌保全（森林の生産力維持）／その他の自然災害防止機能（雪崩防止など）	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成	気候緩和（夏の気温低下と冬の気温上昇、木陰）／大気浄化（塵埃吸着）	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対

機能	、汚染物質吸収）／快適生活環境形成（騒音防止、飛砂防止、防風、防雪、アメニティ）	する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	療養（リハビリテーション）／保養（休養、散策、森林浴）／レクリエーション（行楽、スポーツ等）	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	景観（ランドスケープ）・風致／学習・教育（生産・労働体験の場、自然認識・自然とのふれあいの場）／芸術／宗教・祭礼／伝統文化／地域の多様性維持（風土形成）	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	遺伝子保全／生物種保全（植物種保全、動物種保全（鳥獣保護）、菌類保全）／生態系保全（河川生態系保全）	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材（建築材、木製品原料、パルプ原料、燃料材）の生産等	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２） 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能について、その機能が効果的に発揮される機能ごとの森林の整備・保全の考え方は次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然

	条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。

- 注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。
- 2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

		単位	面積:ha	蓄積:m ³ /ha
区分		現況	計画期末	
面積	育成単層林	17,056	17,158	
	育成複層林	146	147	
	天然生林	35,020	36,114	
森林蓄積		240	245	

(注)

育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりです。

- 1 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業
- 2 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業
- 3 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 4 参考（現況）については、令和7年4月1日時点の数値。
 - *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
 - *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き切り）すること。
 - *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
 - *4 「主として天然力を活用」は、自然に散布された種子が発芽して生育することを主体とするもの。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項除く）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要、森林の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進等を勘案して計画事項を定めるものとします。

（1） 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるとともに、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の観点から、必要に応じて所要の保護樹帯を設けるなどの方法を考慮するものとします。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は以下に示すとおりです。また、特定の森林においてどのような伐採方法を妥当とするかは市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 伐採方法について

（ア） 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

（イ） 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とします。

イ 森林の区分別の施業の指針

(ア) 育成単層林

気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等から見て、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

- a 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮します。また、林地の保全、なだれ、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置します。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採します。

(イ) 育成複層林

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等から見て、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとします。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して実施することとします。

- a 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によるものとします。
- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮します。
- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮します。

(ウ) 天然生林

天然生林の皆伐は、施業地周辺の人工林の生育状況、自然条件及び技術体系から見て人工植栽又は天然更新による成林が確実であると見込まれる林分で行うこととします。

伐区の設定に当たっては、公益的機能の発揮を確保する観点から、育成単層林に準じて伐採面積の規模、伐採箇所の分散、保護樹帯の設置等に配慮するものとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基礎として、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるためのものではありません。

また、成長の早い特定苗木や早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な時期に伐採するものとします。一般的に、コウヨウザンやセンダン等の用材用の早生広葉樹の伐期は20年から30年程度、ヤナギ等のバイオマス燃料用の早生広葉樹の伐期は10年程度とされています。

単位：年

樹 種					広 葉 樹	
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	用 材	その他
					7 0	1 5

(注) 広葉樹のその他には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとします。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努めるものとします。

人工造林の対象樹種、標準的な方法及び人工造林を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

なお、早生樹の人工造林については、「＜参考＞早生樹に関する指針」を参考に、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、市町村内の自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとするほか、地域に応じた有用広葉樹とします。また、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要の造林樹種について、下表の植栽本数を基礎とし、既往の植栽本数を勘案し、仕立ての方法別に定めるものとします。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請等に応じて幅広く定めるものとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本／ha）
スギ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	3,500
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
アカマツ	中仕立て	4,000
カラマツ	中仕立て	2,500
	疎仕立て	2,000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

伐採木の枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮します。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとします。

なお、植栽に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽、保育作業用機械による下刈を想定した植付間隔の導入も考慮するものとします。

樹種	地拵えの方法	植栽の時期	植付けの方法
スギ・ヒノキ	全刈	4月～6月	普通穴植え
アカマツ・カラマツ	全刈	3月～5月	普通穴植え

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(3)に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実に行います。

なお、市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを旨として次のとおりとします。

伐採の方法	期 間
皆 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内
択 伐	主伐としてその立木の伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年以内

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象樹種、標準的な方法及び天然更新を実施すべき期間については、以下を参考に市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、地域内の自然条件、周辺環境等を勘案して、次のとおり定めます。

区 分	対象樹種
天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズキ、サクラ類、シデ類、カンバ類、カエデ類、トチノキ、ホオノキ、ほか地域に応じ、将来確実に成林する高木性の樹種
上記のうちぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽、天然下種及びこれらの組合せにより適確な更新を図ることとします。

なお、天然更新の対象樹種について、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数を次のとおり定めます。

区 分	本 数
期待成立本数	10,000本/ha
天然更新すべき立木の本数	期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数

天然更新補助作業の標準的な方法として、ぼう芽更新箇所では、ぼう芽を促進するため、上木の伐採等により十分な照度を確保するほか、ぼう芽の発生状況に応じ、芽かき、植込み等を行うこととします。

天然下種更新では、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所について、枝条類の除去、かき起こし等を行います。さらに、発生した稚樹の生育を促進するため、生育の阻害となるササなどの刈り出しを行うほか、幼樹の発生が不十分な箇所には新たに植込みを行い森林の回復を図ることとします。

また、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は現地確認とし、対象樹種の稚樹が概ね均等に生育するとともに、草本等によって被圧されず、順調に成長できると見なされる状態を持って更新完了とします。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、地域の実情や市町村森林整備計画の定めにより確実な更新を行います。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

気候・地形・土壌等の自然条件、次に例示する森林の状況並びに当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等から判断して、主伐後の天然更新が期待できない森林については、植栽による主伐後の適確な更新を図ります。

- a ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- b 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- c 林床や地表の状況
- d 病虫獣などの被害の発生状況

また、当該森林での植栽にあたっては、樹種特性を把握し、その気候に適した樹種を選定し、造林適期に植栽することとします。

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、間伐保育の実施状況、森林の保全等を勘案して計画事項を定めるものとします。

なお、早生樹の間伐及び保育については、「＜参考＞早生樹に関する指針」を参考に、林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとします。

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とすることとします。特に、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐を行う際の規範となります。

樹種	施業体系 (植栽本数/地位級)	間伐時期（年）					備 考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	3,000本/地位級Ⅱ	15	20	27			原則として 密度管理図 を使用
	3,000本/地位級Ⅲ	17	23	31			
	〃（伐期80年）	17	23	31	44	69	
ヒノキ	3,000本/地位級Ⅱ	18	23	30			
	3,000本/地位級Ⅲ	21	27	36			
	〃（伐期80年）	21	27	36	53		
アカマツ	4,000本/地位級Ⅱ	16	21	28			
	〃（伐期80年）	16	21	28	40		
カラマツ	2,500本/地位級Ⅲ	18	23	29			
	〃（伐期80年）	18	23	29	40		

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の保育の方法を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定め、状況に応じて下刈り回数を削減や実施期間を短縮することに努めるものとします。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1					回数は必要に応じて実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	アカマツ	1	1	1	1	1	1					
	カラマツ	1	1	1	1	1	1					
	コナラ	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				
除伐	スギ										1	
	ヒノキ										1	
	アカマツ										1	
	カラマツ										1	
	コナラ							1				

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、早急に実施する必要のあるものは、積極的に間伐・保育を推進することとします。

(3) その他必要な事項

特になし

＜参考＞早生樹に関する指針

早生樹の造林、間伐及び保育については、林野庁の「早生樹利用による森林整備手法ガイドライン」及び次の事項などを参考に林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、行うものとします。

（１） 人工造林の対象樹種

樹種の特長や気候や土壌等を踏まえた適地、他の都道府県の造林状況や木材の利用状況等を勘案して対象樹種を選定します。日本で造林実績がある樹種として、コウヨウザン、センダン、ユリノキ、ヤナギ類等があります。

（２） 人工造林の植栽本数

他の都道府県の手引き等で記載されている植栽本数は下表のとおりです。

樹種	植栽本数（本／ha）
コウヨウザン	1,500～2,500
センダン	400～500

（３） 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

早生樹は、伐期が短いため、間伐を実施せず、収穫を行う場合があります。ただし、林分の状況によっては、20年生頃に間伐する場合があります。

（４） 保育の標準的な方法

早生樹は、成長が早いため、苗木の成長に応じて、下刈回数を減らすことが可能です。除伐については、必要に応じて5～10年の間に実施します。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、次の事項を基準とし、重視すべき機能に応じた整備を行う観点から、森林を、地域の特性に応じて、森林資源の状況、森林に対する自然条件及び社会的要請、森林の保全を総合的に勘案の上、市町村森林整備計画の計画事項として定めるものとします。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、特に高度に発揮することが期待される森林の機能に応じて、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健文化機能維持増進森林」に区分します。

(それぞれの機能については本計画第2 表1 参照)

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

(区域設定の考え方)

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周囲に存する森林を、水源涵養機能維持増進森林の区域として設定します。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林を、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域として設定します。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から見て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林を、快適環境形成機能維持増進森林の区域として設定します。

(エ) 保健文化機能（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記の森林については、保健文化機能維持増進森林の区域として設定します。

- ・観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林（保健・レクリエーション機能）

- ・ 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林（文化機能）
- ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林（生物多様性保全機能）

イ 森林の施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林における区域別の森林の施業の方法は次のとおりとします。
 なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区域ごとの施業指針

区 域	施業方法
水源涵養機能維持増進森林	○ 伐期の間隔の拡大 ○ 皆伐については次の条件のいずれかに該当する森林は伐採面積の規模を縮小する (地形) ・ 標高の高い地域 ・ 傾斜が急峻な地域 ・ 谷密度の大きい地域 ・ 起伏量の大きい地域 ・ 溪床又は河床勾配の急な地域 ・ 掌状型集水区域 (気象について) ・ 年平均又は季節的降水量の多い地域 ・ 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林…①	○ 次の①～③の森林のうち、公益的機能の維持増進を特に図るべき森林は択伐による複層林施業を実施
快適環境形成機能維持増進森林…②	① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
保健文化機能維持増進森林（保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）…③	② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等 ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション

	ン機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林、希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）等 ○上記以外の森林は複層林施業を実施 ○適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能 ○長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る ○保健文化機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を実施
--	---

（２） 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件及び社会条件、森林の機能の評価区分等を参考に、森林の一体性も踏まえつつ、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域を次のとおり設定することとします。

この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を次のとおり設定することとします。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとします。

（区域設定の考え方）

・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林を、木材等生産機能維持増進森林の区域として設定します。

・ 特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を、特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定します。

イ 森林の施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

（３） その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、整備を進めていきます。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

なお、様々な目的で利用される林道の維持管理として、法面の保全や舗装等、通行の安全を確保するための必要な改良を行っていきます。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基 幹 路 網	87	233
うち林業専用道	4	6

注：令和6年度までの累計の実績である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網整備の水準及び作業システムの基本的考え方

下表を目安として、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した路網整備を推進します。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110以上	30～40以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85以上	23～34以上
	架線系 作業システム	25以上	
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60(50)以上	16～26以上
	架線系 作業システム	20(15)以上	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5以上	5～15以上

注1：「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

2：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

4：基幹路網は、林道と林業専用道をいう。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

本県の人工林は、10 齢級以上の森林が面積で 5 分の 4 を占め、木材資源は量的・質的にも充実しており、造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えています。

このため、地域の森林資源の状況や地形、既存の路網の状況等を勘案し、路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域を路網整備等推進区域として設定し、利用間伐や択伐、皆伐による木材生産を促していきます。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道の開設にあたっては、林道規程を遵守することとし、林業専用道及び作業道においては、「群馬県林業専用道作設指針」及び「群馬県森林作業道作設指針」等に則り開設するものとし、間伐をはじめとする森林整備や木材搬出のため、作業の効率化と経済性を確保した規格・構造とし、高性能林業機械の使用に適合するきめ細やかな路網を整備します。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

伐採・搬出にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、地形等の条件に応じて適切な搬出方法で行う。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当林分なし

(6) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項

森林・林業・木材産業関係者の合意形成と民有林と国有林の連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大、森林施業の共同化、林業担い手育成、林業機械化の推進、地域材の流通・加工体制の整備等の生産、流通及び加工における条件整備及び地域資源を活かした産業の活性化を以下のとおり計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーや、林業事業体のこれからの経営を担う森林経営プランナーの育成を進めます。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進めます。

イ 森林所有者が共同して行う森林施業の促進方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者が自ら実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進します。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

地域林業の振興の核となりうる森林組合をはじめとした林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量が確保できるよう努めるものとします。また、森林組合においては、これまでの利用事業主体の経営から林産事業による経営に転換できるよう低コスト林業の確立に取り組むほか、素材生産事業体等との連携を通じて、協業・共同化方式による組織・経営基盤の強化に努めます。

イ 林業従事者の養成・確保

林業従事者の確保・養成を図るためには、職場環境や労働条件の改善が必要です。

林業事業体の事業量の安定的な確保や就労環境改善への取組により一定の林業従事者が就業していますが、離職する者も多い状況にあります。

林業従事者の定着を図るには、高性能林業機械の導入による労働負荷の軽減のほか、労働災害防止の取組、通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善等の取組を支援するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に務めます。

ウ 林業後継者の養成

家業の林業を継ぐ子弟等がほとんどいない状況で、その後継者を養成することは大変困難な状況です。

一方、「団塊の世代」と言われる人々の定年退職した人々が、徐々に出生地へ戻って農林業に取り組む動きやきのこ等の特用林産物を主軸にした若者の農山村回帰もあちこちにみられるようになりました。こうした人々が都市とは異なる地域の良さを認識して、その地で暮らせるような環境づくりを推進します。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業労働力の減少と林業従事者の肉体的な軽減を図るため、以下のような機械化を促進し、作業体系の合理化を図ります。

ア 高性能機械の導入の促進

生産性の向上、労働強度の軽減及び労働安全衛生の確保を図るため、高性能機械を利用した作業システム及びICTを活用した木材生産管理システムの導入を促進するものとし、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーター等の養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な基盤整備に努めるものとします。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は次のとおりです。

区 分		高 性 能 機 械	改 良 在 来 型
皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—トラクター—チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—タワーヤーダ—プロセッサ	チェーンソー—集材機—チェーンソー
非皆伐作業型	緩傾斜	ハーベスタ—フォワーダ	チェーンソー—林内作業車
	傾斜地	チェーンソー—スイングヤーダ—小型プロセッサ—フォワーダ 自走式搬器	チェーンソー—小型集材機—チェーンソー—林内作業車

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材生産流通の合理化

木材価格が一段と低迷する中で、伐採が手控えられ非皆伐型の木材生産が中心になっています。

非皆伐型の施業で、素材の安定的な供給を確保するためには、小面積の施業地を集団化して、間伐作業に適した高密な路網を整備することと地域の実情に応じた高性能林業機械を利用した効率的な素材生産システムを構築することが必要です。

先進的な地域では既に効率的な素材生産システムが確立されています。森林組合等林業事業体がこうした素材生産システムの導入が図れるよう、現地検討会及び講演会等の開催を通じて、普及を図ります。

イ 木材加工体制の強化

建築基準法の一部改正、住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定等に伴い、住宅資材である木材に対しても、乾燥・強度などの性能を表示し、寸法精度や品質が一定な木材を安定的に供給することが求められています。これらの要請に対応し、また、外材や国内他産地材に対抗可能な製品を供給するため、乾燥施設を始め製材施設の近代化、合理化に努めるものとします。

また、品質・強度の明確なJAS製材品の供給体制の強化に努めるものとします。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じて、また、森林組合と素材生産事業者との連携を促進し、素材から製材品さらには林地残材、製材端材等、木質バイオマス全体を利用する取組を支援します。

加えて、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進します。

(6) その他必要な事項

ア 特用林産物生産の振興

本計画区は、「しいたけ」、「なめこ」の県内での主要な産地となっており、これらのきのこ類の生産は、農山村の重要な産業となっています。しかし、大手企業の参入、産地間競争などの影響で価格が低下傾向となっています。

今後、きのこ産業の一層の振興を図るため、生産施設を整備し生産量の増大を図るとともに、健康食品としてのきのこの普及宣伝を行い消費拡大に努めます。また、多様なきのこ栽培の展開を支援し、新たな品種の栽培技術の普及定着を促進します。

イ 森林の新たな価値の創出

森林には木材生産以外に、脱炭素、生物多様性、空間利用等の様々な価値があることを踏まえ、地域における森林を活用した新しいビジネスの創出を促進します。

ウ 多様な実施主体による森林整備の推進

企業や各種団体による森林の整備活動を社会貢献活動として位置づけ、この活動を支援、推進し、森林の有する公益的機能の一層の発揮を促すとともに、この活動を端緒に県民の森林保全、環境保全意識の高揚を図り、森林管理の担い手の再構築を目指します。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定めます。

所 在			単位	面積 : ha
市町村	地 区 (林 班)	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数		31,543		
沼田市	右の林班の全部 132、157-2 右の林班の一部 1、2、3、4、6、11、12、13、20-1、20-2、21、22、23、24、26、27、28、33、37、41、42、49、51-2、54、55、56、62、67、72、73、77、78、79、80、81、82、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、97、98、99、100、101、102、103、104-2、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、119-1、119-2、120、123、124、125、126、127、128、130、131、134、136、137、138、139、140、141-2、141-3、141-4、145-3、146、147、148-2、153、155、156、157-1、158	2,424	下記に記載	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 落石防止保安林 保健保安林 風致保安林 保安施設地区
片品村	右の林班の全部 26、29、30、31、32、33、42、43、44、96、100、101、102、118、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、136、137、140 右の林班の一部 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20、22-2、23、25-2、27、28、34、35、36、37、38、39、40、41、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、82、83、88、89-1、89-2、91-1、93、94、98-1、98-2、99-1、99-3、99-4、99-5、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、119、120、121、139、140、141、142、144、145、146	23,949		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
川場村	右の林班の全部 12、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41 右の林班の一部 1-1、1-2、5、13、14-4、15-1、16、17、18、19、22、23、24、25、26、27、43、44-1、46、47、48、53	1,413		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 なだれ防止保安林 保健保安林
昭和村	右の林班の全部 右の林班の一部 1、2、3、4、5、6、7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20-1、20-2、21、22、23、24、25、26、27、28、29	421		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 水害防備保安林
みなかみ町	右の林班の全部 69、70-2、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、109、124、125 右の林班の一部 1、2、4、6、7、8、9、10、11、13、15、22、26、27-2、29、30、33、34、37、39、41、42、43、44、45、47、48、51、52、54、56、57、58、59、60、61、63、64、67、68、70-1、70-3、84、86、87、88、89-1、89-2、90、91、92、93、95、98、99-1、106、107、108、110、111、112、113、114、115、116、117、118、120、121-1、121-2、122、123、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150	3,336		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 水害防備保安林 干害防備保安林 なだれ防止保安林 落石防止保安林 保健保安林

留意すべき事項

- 1 森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努めるものとします。また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮するものとします。
- 2 保安林については、各保安林の指定施業要件によるものとします。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を十分留意して実施地区の選定を行うものとします。

形質変更に伴う切取、盛土は、法面の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護工（緑化工、土留工等）及び排水施設等を設け、その形質の変更過程における災害防止対策としての施設設置を行う等、林地保全に適切な措置を講じるものとします。その際、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災設備の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮するものとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を適正に運用するものとします。

また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する地域においては、それらへの影響の軽減に取り組むものとします。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

(2) 保安施設地区に関する方針

保安施設事業を行う必要があると認められる場合には、保安施設地区の指定を行うものとするが、事業の実施に必要な区域が保安林又は保安林予定森林である場合は、指定を省略できるものとします。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとします。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講じます。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めます。また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえて、必要に応じて在来種による緑化等、生物多様性の保全に努めます。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確認するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村、森林組合等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整及び標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、空中写真等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとします。

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化し、森林の持つ公益機能が損なわれるとともに森林資源の循環利用にも支障が生じています。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の森林における鳥獣害の状況及び鳥獣の生息状況から想定される被害発生のおそれの程度を勘案して、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）を設定することとします。また、鳥獣害防止森林区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に鳥獣害の防止の方法及びその他必要な事項を定めるものとします。

（１） 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ、市町村が把握している森林被害の状況、学識経験者からの助言及び森林組合や森林所有者、地元住民等からの情報に基づき、対象鳥獣による被害が発生している森林及び被害の発生のおそれのある森林について、対象鳥獣の別に、林班を単位として「鳥獣害防止森林区域」を設定するものとします。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成により、森林の持つ公益的機能の維持を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するものとします。

（２） その他必要な事項

植栽木の保護措置の実施箇所の巡回並びに関係行政機関、森林組合及び森林所有者等からの情報収集を行うこと等により、鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認を行うよう努めるものとします。また、同時に新たな鳥獣害の発生の有無、対象鳥獣の生息状況を把握するよう努めるものとします。

また、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整等、関係行政機関等と連携した対策を推進することとします。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

日常の監視を通して、病虫害等による被害を早期に発見し、適切な対応に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3の(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の状況や被害発生地の特性など、詳細な情報収集に努めることとします。

また、被害防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して計画的な捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

さらに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

森林に接した農地での野焼きやたき火の不始末など、人為的な原因による林野火災が増加しています。このため、林野が最も乾燥する春先を中心に、森林保全巡視指導員や森林組合、環境（森林）事務所による巡視や、林野火災予防のための啓発活動を行います。あわせて、ゴミの不法投棄や無許可伐採に対し、適切に対処します。

また、林野火災予防等の普及啓発を図るため、道路の整備状況等を踏まえ、標識の設置、初期消火資材の配備等を行い、林野火災予防体制の強化に努めます。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) その他必要な事項

各種の森林被害を防止するため、森林所有者や森林保全巡視指導員・森林保全推進員等による巡視活動を推進します。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設整備等、森林資源と利用の一体的な整備の推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととします。

なお、森林保健施設の建築物については、高さを対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満とすること、原則木造とすること、適切な色彩とすること等により、自然との調和を図ることとします。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する必要があります。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、下表のとおり計画します。

単位：材積：1,000 m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,020	870	150	580	430	150	440	440	-
うち前半5年分	500	430	70	270	200	70	230	230	-

2 間伐面積

間伐面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	5,560
うち前半5年分	2,780

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、下表のとおり計画します。

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,500	890
うち前半5年分	710	420

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設又は拡張に関する計画については、下表のとおりとします。

単位 延長：km，面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	沼田市	沢イラクボ支	1.5	49	○		
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	内山水行寺	0.2	15			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	栗生大成木	0.2	20			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	寺間栗生	0.2	30			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	船久保十二平	0.2	30			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧利)	南郷赤城原	0.2	10			
開設	自動車道	林業専用道	沼田市(旧白)	高平・椎坂	0.2	30			
			沼田市計	7 路線	2.7	184			
			片品村計	0 路線	0.0	0			
開設	自動車道	林業専用道	川場村	太郎	0.5	160	○		
開設	自動車道	林業専用道	川場村	太郎2号	2.1	64			
開設	自動車道		川場村	北ノ入	0.2	51			
開設	自動車道		川場村	霧窪	0.2	32			
開設	自動車道		川場村	中野小屋ノ入	0.2	24			
開設	自動車道		川場村	越継	0.2	42			
開設	自動車道		川場村	生品	0.2	36			
			川場村計	7 路線	3.6	409			
開設	自動車道		昭和村	学校林	0.1	43			
開設	自動車道		昭和村	天狗平	0.1	13			
			昭和村計	2 路線	0.2	56			
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	芦沢	0.2	60			
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	上ノ原	0.2	152			
開設	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	0.2	35			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山沢落	0.2	32			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	後閑	0.2	26			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下牧	0.2	37			
開設	自動車道		みなかみ町(旧月)	下津	0.2	25			
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	味城山	0.2	16			
開設	自動車道		みなかみ町(旧新)	師田	0.2	64			
開設	自動車道	林業専用道	みなかみ町(旧月)	後閑2号	0.4	15	○		
			みなかみ町計	10 路線	2.2	462			
利根沼田環境森林事務所計				26 路線	8.7	1,111			
利根上流森林計画区計				26 路線	8.7	1,111			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		沼田市	上野	5.7				改良
拡張	自動車道		沼田市	赤坂	1.1		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	三峰	3.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	大戸屋	1.0				改良
拡張	自動車道		沼田市	中沢	2.1				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	富士見	2.0				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	井戸平	3.3				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子	0.9				改良
拡張	自動車道		沼田市	横子支	0.6				改良
拡張	自動車道		沼田市	迦葉富士山	3.3				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	高王山	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市	三峰東	2.5				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧白)	高平	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧白)	赤倉栗生	2.8				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	大島	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	青木輪久原	3.0				改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神穴原	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	老神大揚	0.5		○		改良
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	高戸谷	0.9				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	小沢	5.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	鬼岩	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	真菜板倉	1.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	赤倉栗生	5.4		○		改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	穴平	1.4				舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	石戸	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	柿平	1.4				改良・舗装
拡張	自動車道		沼田市(旧利)	南郷戸谷沢	1.4				改良・舗装
			沼田市計	27 路線	58.4				

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		片品村	丸山	0.5		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	片路	0.8		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	山崎	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	老の久保	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	宇条田	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	十二沢	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	水沢支	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	向太田	1.2				改良
拡張	自動車道		片品村	白井沢	0.9		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	小田部	0.5				改良
拡張	自動車道		片品村	伊閑町	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	大沢閑野	2.2		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	香沢	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	仁加又	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	丸沼根羽沢	1.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	奥鬼怒	9.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		片品村	水沢	1.0				改良・舗装
			片品村計	17 路線	23.8				
拡張	自動車道		川場村	赤倉栗生	5.0				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	迦葉富士山	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	霧窪	0.7				改良
拡張	自動車道		川場村	門前	5.2				改良・舗装
拡張	自動車道		川場村	太郎	3.4		○		改良
拡張	自動車道		川場村	富士見笹平	3.4		○		改良
拡張	自動車道	林業専用道	川場村	太郎	0.5		○		改良
			川場村計	7 路線	21.2				
拡張	自動車道		昭和村	赤城原中野	1.0				改良・舗装
拡張	自動車道		昭和村	学校林	2.0				改良
拡張	自動車道		昭和村	大久保	1.4				改良
			昭和村計	3 路線	4.4				

単位 延長：km，面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町 村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画箇 所	対図 番号	備考
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	前山	2.0		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	塚原	0.7				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	沢入	0.7		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	深沢・真沢温泉	1.0				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	吉平	0.3		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧月)	後閑	0.9		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	宝台樹	0.7		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	小日向	3.0				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	鹿野沢入	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	入山	0.6				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	高日向	0.5				改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧水)	向山	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	須摩野	0.6		○		改良・舗装
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	南面	0.3		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	東峰恋越	0.5		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	中の入	0.8		○		改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	上須川	0.3				改良
拡張	自動車道		みなかみ町(旧新)	姉山	0.5				改良
			みなかみ町計	18 路線	14.4				
利根沼田環境森林事務所計				72 路線	122.2				
利根上流森林計画区計				72 路線	122.2				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち	備 考
		前半5年分	
総数（実面積）	32,157	31,335	
水源の涵養のための保安林	27,584	27,431	
災害防備のための保安林	4,573	3,904	
保健、風致の保存等のための保安林	6,102	6,088	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源の涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち 前半5年分	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区域				
指定	総 数	総数		1,645	823		
		沼田市		383	192		
		片品村		823	412		
		川場村		56	28		
		昭和村		114	57		
		みなかみ町		268	134		
	水源の涵 養のため の保安林	総数		306	153		
		沼田市		14	7		
		片品村		272	136		
		川場村		5	2		
		昭和村		1	1		
		みなかみ町		13	7		
	災害防備 のための 保安林	総数		1,339	670		
		沼田市		369	184		
		片品村		552	276		
		川場村		51	26		
		昭和村		113	57		
		みなかみ町		254	127		
	保健、風 致の保存 等のため の保安林	総数		29	15		
		沼田市		1	0		
		片品村		28	14		
		川場村		0	0		
		昭和村		0	0		
		みなかみ町		1	0		

注：数値は整数止め。（1に満たないものは「0」、該当がないものは「－」）

解除	総 数	総数		3	3		
		沼田市		0	0		
		片品村		1	1		
		川場村		2	2		
		昭和村		－	－		
		みなかみ町		0	0		
	水源の涵養のための保安林	総数		1	1		
		沼田市		－	－		
		片品村		1	1		
		川場村		1	1		
		昭和村		－	－		
		みなかみ町		0	0		
	災害防備のための保安林	総数		2	2		
		沼田市		0	0		
		片品村		－	－		
		川場村		2	2		
		昭和村		－	－		
		みなかみ町		0	0		
	保健、風致の保存等のための保安林	総数		－	－		
		沼田市		－	－		
		片品村		－	－		
		川場村		－	－		
		昭和村		－	－		
		みなかみ町		－	－		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備の区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源の涵養のための保安林	－	－	－	－	－
災害防備のための保安林	－	－	－	－	－
保健、風致の保存のための保安林	－	－	－	－	－

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位 面積：ha

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域	面積	うち 前半5年分		
該当なし		－	－		
		－	－		
		－	－		
		－	－		

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林所在		治山事業 施行地区数	うち前半5年 分	主な工種	備考
市町村	区域				
沼田市	寺久保	7	2	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
片品村	にぎり沢	17	6	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
川場村	木賊温泉	8	3	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
昭和村	出入	47	17	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
みなかみ町	奥田	8	3	溪間工、山腹工、本数調整伐等	
計		87	31	溪間工、山腹工、本数調整伐等	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

単位 面積 ha

特定 保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等																その他 必要な 事項	備考
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採				その他					
			位置	林班 小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期		
な該 し当																							

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定めます。

種類	森林の所在		面積	施業方法	備 考
	市町村	地域（林班）			
総 数			32,634		
水源かん養保安林	沼田市	6、11、12、21、33、49、51-2、73、78、86、87、88、89、90、112、123、124、125、128、132、134、136、137、138、139、140、155、156、157-2、158	1,411	別表1-(1)	土流防保1ha、保健保126ha、砂防指定1ha、史名天物7haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、89-1、89-2、93、96、99-4、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、115、116、127、128、129、130、131、132、133、134、139、140、141、144、145、146	21,435		保健保5,690ha、国立公特5,724ha、国立公12,273ha、国立公23,831ha、国立公35,565ha、国立公未902ha、砂防指定87ha、史名天物5,647haと重複
	川場村	5、12、13、15-1、16、17、18、19、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、44-1、46、47	1,254		保健保8haと重複
	昭和村	11、14、20-1、20-2、26	78		
	みなかみ町	6、7、43、44、54、61、68、69、70-1、70-2、70-3、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、83、84、88、89-1、89-2、90、91、108、109、111、112、116、118	2,428		土流防保17ha、保健保1,003haと重複
	計		26,606		
土砂流出防備保安林	沼田市	1、2、3、4、6、13、20-1、20-2、22、23、24、26、28、37、41、42、54、55、67、72、77、78、79、80、81、82、85、86、87、90、91、92、93、94、97、98、99、100、101、102、103、104-2、105、106、107、108、109、110、111、113、114、115、116、119-1、119-2、120、123、126、127、128、130、131、136、137、138、139、140、141-2、141-3、141-4、145-3、146、147、148-2、153、155、156、157-1、158	963	別表1-(1)	水かん保1ha、砂防指定9ha、急傾危険1haと重複
	片品村	17、18、19、20、22-2、23、25-2、82、88、89-1、91-1、94、98-1、98-2、99-1、99-3、99-5、103、114、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、136、137、138、139、141、142	2,507		国立公特38ha、国立公119ha、国立公2212ha、国立公未698ha、砂防指定5ha、急傾危険2haと重複
	川場村	1-1、14-4、19、22、23、43、46、47、53	38		
	昭和村	1、2、4、5、6、7、9、10、11、12、13、15、16、17、18、19、20-1、20-2、21、22、23、24、25、27、28、29	287		砂防指定0ha、急傾危険0haと重複
	みなかみ町	1、2、4、8、9、10、11、13、26、27-2、29、30、33、34、37、39、41、42、45、47、48、51、52、56、58、59、60、61、63、67、70-1、86、87、91、92、93、95、98、106、110、112、113、114、115、116、117、118、120、121-1、121-2、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、140、141、143、144、145、146、147、148、149、150	753		水かん保17ha、保健保17ha、国立公222ha、砂防指定9ha、急傾危険0haと重複
	計		4,549		
安土林砂崩壊防備保	沼田市	3、20-1、28、62、77、80、95、136、141-2	13	別表1-(2)	急傾危険1haと重複
	片品村	83、89-1、99-3	6		
	川場村	1-2、53	0		
	昭和村	2、3、17、18、19、27、28	8		
	みなかみ町	1、15、51、52、54、57、99-1、107、129、133、136、137、140、147、148、149	19		砂防指定0haと重複
	計		46		

単位 面積：ha

防風保安林	沼田市	27、157-1	5	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村	11、12、13、20-1、20-2	38		
	みなかみ町		—		
	計		43		
林水害防備保安	沼田市		—	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村	13	10		
	みなかみ町	22、48、115、135、137、148、149	7		
	計		18		
林干害防備保安	沼田市	11	28	別表 1-(1)	
	片品村		—		
	川場村	46、47、48	105		砂防指定0haと重複
	昭和村		—		
	みなかみ町	130、142、149	45		
	計		178		
林なだれ防止保安	沼田市		—	別表 1-(3)	
	片品村		—		
	川場村	24	15		
	昭和村		—		
	みなかみ町	52、57、58、64	94		国立公254ha、 砂防指定0haと重複
	計		110		
林落石防止保安	沼田市	2、54、82	4	別表 1-(3)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	34、61	7		
	計		11		
保健保安林	沼田市	49	126	別表 1-(4)	水かん保126haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、89-2	5,690		水かん保5,690ha、 国立公特5,647ha、 史名天物5,647haと重複
	川場村	44-1	8		水かん保8haと重複
	昭和村		—		
	みなかみ町	68、69、70-1、70-2、70-3、71、72、73、74、75	1,003		水かん保1,003ha、 土流防保17haと重複
	計		6,827		
風致保安林	沼田市	56	0	別表 1-(2)	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		0		
区国立公園特別保護地	沼田市		—	自然公園法の 規定による	
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、16、111、112、113、114	6,334		水かん保5,724ha、 土流防保38ha、 保健保5,647ha、 史名天物6,219haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		6,334		
別国地立域公園第1種特	沼田市		—	自然公園法の 規定による	
	片品村	56、57、58、59、66、67、72、73、74、75、76、 77、107、109、110、113、115、142、143、144、 145、146	2,309		水かん保2,273ha、 土流防保19haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		2,309		

単位 面積：ha

域 国 立 公 園 第 2 種 特 別 地	沼田市		—	規 定 に よ る 自 然 公 園 法 の	
	片品村	34、35、36、37、38、39、40、41、53、56、59、 60、61、62、63、64、66、67、71、72、73、74、 75、76、77、78、107、108、109、110、111、112、 113、142、143、145、146	4,073		水かん保3,831ha、 土流防保212ha、 砂防指定2haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	57、134、137、141	86		土流防保22ha、 雪崩防保54ha、 砂防指定0haと重複
	計		4,159		
別 国 地 立 域 公 園 第 3 種 特	沼田市		—	規 定 に よ る 自 然 公 園 法 の	
	片品村	28、45、46、47、48、49、50、51、52-1、52-2、 53、54、55、62、63、64、65、66、67、68、69、 70、71、79、80、112、144、146	5,565		水かん保5,565ha、 砂防指定3haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		5,565		
分 国 未 立 定 公 地 園 区 地 域 区	沼田市		—	規 定 に よ る 自 然 公 園 法 の	
	片品村	103、104、105、106、109、113、114、115、116、 117、119、120、121、141	1,599		水かん保902ha、 土流防保698haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		1,599		
よ 境 群 る 保 馬 特 同 保 全 馬 別 条 全 条 県 地 例 自 然 然 区 環 境 に 環	沼田市		—	よ 規 び 境 群 る 則 同 保 馬 の 条 全 県 定 例 条 自 め 施 例 然 に 行 及 環	
	片品村		—		
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町	66、68	209		
	計		209		
砂 防 指 定 地	沼田市	2、3、4、5、6、8、9、14、15-1、15-3、16、18、 19、22、23、24、25、26、27、50、56、65、66、 72、74、75、77、78、80、81、82、84、88、90、 91、92、94、97、98、100、102、103、104-1、104- 2、105、106、107、108、127、130、131、136、 137、138、140、141-4、141-5、142-1、145-3、 152-3	92	行 群 規 馬 則 県 の 砂 定 防 め 指 定 定 に 地 よ 管 る 理 条 例 及 及 び 同 条 条 例 例 施 施	水かん保1ha、 土流防保9ha、 急傾危険1haと重複
	片品村	17、21-2、21-7、23、24、54、56、60、81、87、 93、95-2、98-2、99-1、99-3、99-4、139、140	111		水かん保87ha、 土流防保5ha、 国立公22ha、 国立公33ha、 急傾危険0haと重複
	川場村	17、19、26、43、44-1、45、47、48、49、50、53	4		干害防保0haと重複
	昭和村	6、15、16、19、22、28、29	4		土流防保0haと重複
	みなかみ町	1、19、25、26、27-1、27-2、28、29、33、35、 39、41、45、46、51、52、53、54、55、57、58、 60、87、90、110、113、114、115、120、126、 127、128、129、130、131、137、141、144、145、 146、147、148、150	75		土流防保9ha、 土崩防保0ha、 雪崩防保0ha、 国立公20ha、 急傾危険0haと重複
	計		287		
物 史 跡 名 勝 勝 天 然 記 記 念	沼田市	140、142-2、142-3、142-4	17	の 文 化 定 財 め 財 に 保 よ 護 る 法	水かん保7haと重複
	片品村	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、16	6,219		水かん保5,647ha、 保健保5,647ha、 国立公特6,219haと重複
	川場村		—		
	昭和村		—		
	みなかみ町		—		
	計		6,236		
急 傾 斜 地 地 崩 壊 危 険 地 域	沼田市	23、24、26、27、49、82、95、97、102、103、 137、140、142-2、142-3、152-1、157-1	17	律 災 急 の 害 傾 定 定 の 斜 め 防 地 地 に 止 の 崩 よ 壊 る 関 関 壊 す する に による 法 法	土流防保1ha、 土崩防保1ha、 砂防指定1haと重複
	片品村	17、18、19、20、21-1、88、91-1、91-3、94、98- 2、99-1	22		土流防保2ha、 砂防指定0haと重複
	川場村	20、21、49	3		
	昭和村	2、16、17、18、19、22、27、28	10		土流防保0haと重複
	みなかみ町	11、19、29、37、46、47、54、55、60、87、99-2、 135、139、143、144、148、150	20		土流防保0ha、 砂防指定0haと重複
	計		71		

2 その他特に必要な事項

特になし

別表 1－(1) 制限林の施業方法

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法 ※1		そ の 他	
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
1 主 伐 (1) 伐採は主として区分皆伐による。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は択伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。	1 主 伐 (1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2 ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。 イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。 (2) 択伐の限度は別表 1-(2)による。	1 植 栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。	施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜休日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。
2 間 伐 伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。	2 間 伐 伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	2 その他 ※3 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	

別表 1－(2) 制限林の施業方法

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法 ※1		そ の 他	
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
1 主 伐 (1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、保安施設事業施行地及びその周辺等の特に保安機能維持のため必要な箇所は禁伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。 2 間 伐 伐採は樹冠疎密度 80 %以上の箇所について行う。	1 主 伐 択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30%（植栽が義務付けられている森林は 40%）以下とする。 2 間 伐 伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	1 植 栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までにを行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 2 その他 ※2 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2 森林法による知事の許可を要する。

別表 1－(3) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1			
伐採方法	伐採制限		
1 主伐 (1) 伐採は原則として禁伐とする。 ただし、被害を生ずる恐れが少ない箇所は択伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。	1 主伐 択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の30%（植栽が義務付けられている森林は40%）以下とする。	1 植栽 原則として植栽は行わない。 2 その他 ※2 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2 森林法による知事の許可を要する。

別表 1 - (4) 制限林の施業方法

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法 ※1		そ の 他	
伐 採 方 法	伐 採 制 限		
1 主 伐 (1) 伐採は原則として択伐とする。 なお、景観維持を目的とする森林のうち主要な利用施設または眺望点からの視界外にある箇所は区分皆伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし、保安林の機能維持または強化のため特例のある場合は、この限りではない。	1 主 伐 (1) 皆伐面積の限度は次に示すところによる。 ※2 ア 年当たりの伐採面積は皆伐区域面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）以内とし、前年度の当該区域の伐採許可面積が総年許可面積に達しない場合は、その達するまでの面積を加算した面積以内とする。 イ 1 伐区の大きさはその保安林の箇所ごとに定める限度内とする。 (2) 択伐の限度は別表 1-(2)による。	1 植 栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。	施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2 皆伐面積の限度は毎年 2月1日 6月1日 9月1日 12月1日 に公表される。 公表日が日曜休日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日とする。
2 間 伐 伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。	2 間 伐 伐採の限度は、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。	2 その他 ※3 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	※3 森林法による知事の許可を要する。

別表 1－(5) 制限林の施業方法

施業方法		備考	
伐採方法 ※1			
伐採方法	伐採制限		
1 主伐 (1) 伐採は主として択伐とする。 ただし、風致の保存のため特に必要がある箇所は禁伐とする。 (2) 伐採は標準伐期齢以上の立木について行う。 ただし保安林の機能維持または強化のため特例のある場合はこの限りではない。 2 間伐 伐採は樹冠疎密度 80%以上の箇所について行う。	1 主伐 択伐による伐採の限度は、くりかえし期間中の総成長量の範囲で、かつ、伐採年度当初の立木蓄積の 30% (植栽が義務付けられている森林は 40%) 以下とする。 2 間伐 伐採の限度は、伐採年度当初の立木蓄積の 35%以下で、おおむね 5 年後に樹冠疎密度が 80%以上に回復する見込みの範囲内とする。	1 植栽 (1) 人工林の伐採箇所と天然林の伐採箇所天然更新で成林の見込みのない箇所の更新は植栽によることとする。 (2) 植栽は伐採年度後 2 年以内に行うこととする。 (3) 植栽樹種はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、コナラ等とし、自然条件、保安機能等を考慮して選定する。 (4) 植栽本数は農林水産省令で定める本数以上とし、均等に分布するよう植栽する。 (5) 補植は植栽の翌年行い、成林するまで下刈、除伐等の保育作業を完全に行う。 2 その他 ※2 立竹の伐採、下草、落葉、落枝の採取は、保安機能維持に支障のない範囲で行う。	施業に当たっては、保安林の箇所ごとに定める指定施業要件を守ること。 ※1 伐採は森林法による知事の許可を要する。 ※2 森林法による知事の許可を要する。

（ 附 ） 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：％

区分	区域面積 ①	森林面積							森林比率 ②/①*100
		総 数 ②	国有林			民有林			
			総 数	林野庁所管	その他省庁	総 数	5 条対象	5 条対象外	
総数	176, 569	152, 101	97, 198	97, 147	51	54, 903	54, 903	－	86
沼田市	44, 346	35, 436	25, 635	25, 635	－	9, 801	9, 801	－	80
片品村	39, 176	36, 484	9, 174	9, 174	－	27, 310	27, 310	－	93
川場村	8, 525	7, 381	4, 411	4, 411	－	2, 970	2, 970	－	87
昭和村	6, 414	2, 597	1, 200	1, 156	44	1, 397	1, 397	－	40
みなかみ町	78, 108	70, 203	56, 778	56, 771	7	13, 425	13, 425	－	90

注：区域面積は、令和 6 年度群馬県市町村要覧による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温（℃）			年間降水量 (mm)	最高積雪深 (cm)	主風の方 向	備考
	極最高	極最低	年平均				
藤原	34.1	-13.0	10.1	1,634	292	西北西	みなかみ町
みなかみ	36.6	-10.9	11.9	1,645	171	北西	みなかみ町
沼田	38.1	-14.4	12.9	1,103	－	北西	沼田市

注：前橋地方気象台資料（令和 2 年～令和 6 年度）による。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質・土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総数	176,569	152,101	8,174	1,763	6,411	16,294	2,451
沼田市	44,346	35,436	3,053	743	2,310	5,857	1,139
片品村	39,176	36,484	653	118	535	2,039	197
川場村	8,525	7,381	490	198	292	654	109
昭和村	6,414	2,597	2,339	59	2,280	1,478	318
みなかみ町	78,108	70,203	1,639	645	994	6,266	688

注：1 総数及び宅地は令和6年群馬県市町村要覧による。

2 農地は令和6年度群馬県森林林業統計書による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	323,970	14,863	13,972	838	53	100,922	208,185
沼田市	164,877	5,412	5,030	338	44	40,513	118,952
片品村	16,127	1,090	955	128	7	2,824	12,213
川場村	13,262	1,062	1,007	53	2	2,060	10,140
昭和村	31,549	5,145	5,121	24	－	13,346	13,058
みなかみ町	98,155	2,154	1,859	295	－	42,179	53,822

注：平成29年度市町村民経済計算による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		計	農業	林業	水産業		
総数	40,254	6,373	6,093	262	18	8,955	24,118
沼田市	23,160	2,710	2,548	156	6	5,661	14,230
片品村	2,313	487	452	31	4	444	1,379
川場村	1,661	427	404	20	3	328	872
昭和村	4,176	1,819	1,810	9	－	670	1,600
みなかみ町	8,944	930	879	46	5	1,852	6,037

注：1 令和 2 年度国勢調査による。

2 総数には分類不能を含む。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			54,903	13,202	103	83	-	-	198	2	0	270	13	2	
立木地	総数	総数	52,194	13,202	103	83	-	-	198	2	0	270	13	2	
		針	24,883	8,963	80	68	-	-	67	-	-	94	5	1	
		広	27,312	4,239	24	15	-	-	131	2	0	176	8	1	
	人工林	総数	総数	16,985	7,570	74	72	-	-	89	1	0	140	8	1
			針	16,697	7,542	73	68	-	-	67	-	-	94	5	1
			広	288	28	1	4	-	-	21	1	0	46	3	0
		育成単層林	総数	16,860	7,538	73	72	-	-	89	1	0	136	8	1
			針	16,589	7,511	72	68	-	-	67	-	-	90	5	1
			広	271	26	1	4	-	-	21	1	0	46	3	0
		育成複層林	総数	38 87	14 19	0 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 5	- 0	- 0
			針	33 75	13 17	0 1	- -	- -	- -	- -	- -	- 5	- 0	- 0	
			広	5 12	1 1	0 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
	天然林	総数	総数	35,210	5,632	30	11	-	-	110	1	0	130	5	1
			針	8,186	1,421	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	27,024	4,211	23	11	-	-	110	1	0	130	5	1
		育成単層林	総数	173	26	0	2	-	-	0	0	-	5	0	0
			針	6	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	167	25	0	2	-	-	0	0	-	5	0	0
		育成複層林	総数	21 -	3 -	0 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			針	1 -	0 -	0 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
			広	20 -	3 -	0 -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
		天然生林	総数	35,016	5,603	29	9	-	-	109	1	0	124	4	0
			針	8,179	1,420	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			広	26,837	4,183	23	9	-	-	109	1	0	124	4	0
竹林			248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無立木地	総数		1,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	伐採跡地		88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	未立木地		1,005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地			1,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

4 齡級			5 齡級			6 齡級			7 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
267	18	1	192	18	1	435	51	2	839	128	4
267	18	1	192	18	1	435	51	2	839	128	4
48	4	0	42	6	0	110	21	1	264	67	3
218	14	1	150	12	0	325	31	1	576	61	1
100	8	1	72	9	1	149	25	1	311	73	3
48	4	0	42	6	0	110	21	1	264	67	3
52	4	0	30	3	0	39	5	0	47	6	0
98	8	1	68	8	1	136	23	1	274	66	2
46	4	0	38	6	0	99	19	1	237	61	2
52	4	0	30	3	0	38	4	0	38	5	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	0
2	0	0	4	1	0	12	2	0	33	6	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	0
2	0	0	4	1	0	11	2	0	25	6	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	0
-	-	-	-	-	-	1	0	0	7	1	0
166	10	1	120	10	0	286	26	1	528	55	1
0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
166	10	1	120	10	0	286	26	1	528	55	1
4	0	0	-	-	-	2	0	0	2	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	0	0	-	-	-	2	0	0	2	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
162	10	1	120	10	0	284	26	1	527	55	1
0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
162	10	1	120	10	0	284	26	1	527	55	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分			8 齡級			9 齡級			1 0 齡級			1 1 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			1,460	252	6	1,402	301	6	1,686	444	7	2,416	733	9		
立木地	総数	総数	1,460	252	6	1,402	301	6	1,686	444	7	2,416	733	9		
		針	482	136	4	616	202	4	981	348	6	1,447	595	8		
		広	979	116	2	787	99	1	705	96	1	969	138	1		
	人工林	総数	総数	508	140	4	606	203	4	920	344	5	1,398	591	8	
			針	478	136	4	590	201	4	918	343	5	1,398	591	8	
			広	30	4	0	15	2	0	2	0	0	0	0	-	
		育成単層林	総数	488	135	4	593	200	4	918	343	5	1,391	588	7	
			針	461	131	4	582	198	4	916	343	5	1,390	588	7	
			広	28	4	0	11	1	0	2	0	0	0	0	-	
		育成複層林	総数	2 19	0 5	0 0	4 9	1 3	0 0	2 0	1 0	0 0	7 -	3 -	0 -	
			針	1 16	0 4	0 0	1 8	0 3	0 0	2 0	1 0	0 0	7 -	3 -	0 -	
			広	0 2	0 0	- -	3 1	0 0	0 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
		天然林	総数	総数	952	112	2	797	98	1	766	100	1	1,018	142	2
				針	4	0	0	26	1	0	63	4	0	49	4	0
				広	948	111	2	771	97	1	703	96	1	969	138	1
			育成単層林	総数	3	0	0	16	2	0	15	2	0	18	3	0
				針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				広	3	0	0	16	2	0	15	2	0	18	3	0
	育成複層林		総数	6 -	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	- -	
			針	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
			広	6 -	0 -	0 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	- -	
	天然生林		総数	943	111	2	780	96	1	751	98	1	1,000	139	1	
			針	4	0	0	26	1	0	63	4	0	49	4	0	
		広	939	111	2	754	94	1	688	94	1	951	135	1		
	竹林			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	更新困難地			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級			1 5 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
3,235	1,090	11	4,526	1,695	13	6,749	2,230	15	4,570	1,538	10
3,235	1,090	11	4,526	1,695	13	6,749	2,230	15	4,570	1,538	10
2,133	925	9	3,321	1,504	12	3,818	1,753	12	2,384	1,178	8
1,102	166	2	1,205	191	1	2,931	477	3	2,186	360	2
2,029	914	9	3,219	1,493	12	3,463	1,714	11	2,250	1,161	8
2,028	914	9	3,219	1,493	12	3,463	1,713	11	2,250	1,161	8
0	0	0	-	-	-	1	0	0	-	-	-
2,024	912	9	3,215	1,492	12	3,461	1,713	11	2,246	1,159	8
2,024	912	9	3,215	1,492	12	3,460	1,712	11	2,246	1,159	8
0	0	0	-	-	-	1	0	0	-	-	-
4	2	0	4	2	0	2	1	0	5	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	2	0	4	2	0	2	1	0	5	2	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,206	176	2	1,308	201	1	3,285	516	4	2,320	377	2
105	11	0	102	11	0	355	39	1	134	17	0
1,101	166	2	1,205	191	1	2,930	477	3	2,186	360	2
24	3	0	9	2	0	16	3	0	16	3	0
6	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	3	0	9	2	0	16	3	0	16	3	0
2	0	0	4	1	0	4	1	0	2	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	0	0	4	1	0	4	1	0	2	0	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,180	173	2	1,294	199	1	3,265	513	4	2,302	374	2
99	10	0	102	11	0	355	39	1	134	17	0
1,081	162	2	1,192	189	1	2,910	474	3	2,168	357	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			2,054	545	4	1,074	323	2	1,477	347	3	682	167	1		
立木地	総数	総数	2,054	545	4	1,074	323	2	1,477	347	3	682	167	1		
		針	585	301	2	377	208	1	516	189	1	245	94	1		
		広	1,469	244	2	697	115	1	961	158	1	437	72	0		
	人工林	総数	総数	581	301	2	375	207	1	287	153	1	135	76	1	
			針	581	301	2	375	207	1	287	153	1	134	76	1	
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	
		育成単層林	総数	576	299	2	375	207	1	287	153	1	135	76	1	
			針	576	299	2	375	207	1	287	153	1	134	76	1	
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	
		育成複層林	総数	4	2	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-	
			針	4	2	0	0	0	-	0	0	-	-	-	-	
			広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		天然林	総数	総数	1,473	245	2	699	116	1	1,189	194	1	548	91	1
				針	4	1	0	1	1	0	228	36	0	111	18	0
				広	1,469	244	2	697	115	1	961	158	1	437	72	0
	育成単層林		総数	6	1	0	1	0	0	1	0	0	-	-	-	
			針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			広	6	1	0	1	0	0	1	0	0	-	-	-	
			育成複層林	総数	1	0	-	-	-	-	0	0	-	0	0	-
				針	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-
				広	1	0	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-
			天然生林	総数	1,466	244	2	698	116	1	1,188	194	1	547	91	1
				針	4	1	0	1	1	0	228	36	0	111	18	0
				広	1,462	243	2	697	115	1	960	157	1	436	72	0
	竹林			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	無立木地	総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		伐採跡地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		未立木地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
更新困難地			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

注：複層林の数値は、上層木の占有割合の数値を上段に、下層木の占有割合の数値を下段に、それぞれ記載した。

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

2 0 齡級			2 1 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
1,343	265	2	17,237	3,042	6
1,343	265	2	17,237	3,042	6
621	143	1	6,665	1,284	4
722	122	1	10,573	1,758	1
94	53	0	187	96	1
94	53	0	187	96	1
-	-	-	0	0	-
94	53	0	184	95	1
94	53	0	183	95	1
-	-	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	2	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	2	0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1,249	212	1	17,050	2,945	5
527	90	1	6,478	1,188	4
722	122	1	10,572	1,758	1
9	2	0	23	4	-
0	0	-	-	-	-
9	2	0	23	4	-
1	0	0	0	0	-
-	-	-	-	-	-
1	0	0	0	0	-
-	-	-	-	-	-
0	0	-	0	0	-
-	-	-	-	-	-
1,239	210	1	17,027	2,942	5
526	90	1	6,478	1,188	4
712	120	1	10,549	1,754	1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総数	立											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総 数	面積	52,194	52,194	24,883	27,312	16,985	16,697	288	16,860	16,589	271	125	107	17
	材積	13,202	13,202	8,963	4,239	7,570	7,542	28	7,538	7,511	26	32	30	2
	成長量	103	103	80	24	74	73	1	73	72	1	1	1	0
制限林	面積	30,475	30,475	15,123	15,352	7,070	6,961	109	6,967	6,875	92	103	85	17
	材積	6,711	6,711	4,237	2,474	2,831	2,821	10	2,806	2,798	8	25	23	2
	成長量	44	44	36	8	29	29	0	29	28	0	1	1	0
普通林	面積	21,719	21,719	9,759	11,960	9,915	9,736	179	9,893	9,714	179	22	22	0
	材積	6,491	6,491	4,726	1,765	4,739	4,720	19	4,731	4,713	19	7	7	0
	成長量	60	60	44	16	44	44	1	44	43	1	0	0	-

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

木 地												竹 林	無 立 木 地			更 新 困 難 地
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
35,210	8,186	27,024	173	6	167	21	1	20	35,016	8,179	26,837	-	-	-	-	-
5,632	1,421	4,211	26	1	25	3	0	3	5,603	1,420	4,183	-	-	-	-	-
30	7	23	0	0	0	0	0	0	29	7	23	-	-	-	-	-
23,406	8,163	15,243	66	6	60	15	1	13	23,325	8,155	15,170	-	-	-	-	-
3,880	1,416	2,464	10	1	10	2	0	2	3,867	1,415	2,453	-	-	-	-	-
14	7	7	0	0	0	0	0	0	14	7	7	-	-	-	-	-
11,804	24	11,781	107	-	107	6	-	6	11,691	24	11,667	-	-	-	-	-
1,753	6	1,747	16	-	16	1	-	1	1,736	6	1,730	-	-	-	-	-
15	0	15	0	-	0	0	-	0	15	0	15	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総 数	面積	54,903	52,194	24,883	27,312	16,985	16,697	288	16,860	16,589	271	125	107	17
	材積	13,202	13,202	8,963	4,239	7,570	7,542	28	7,538	7,511	26	32	30	2
沼田市	面積	9,801	9,543	4,746	4,797	4,827	4,743	83	4,768	4,685	83	59	59	－
	材積	2,851	2,851	2,149	702	2,157	2,148	9	2,138	2,130	9	18	18	－
片品村	面積	27,310	25,228	13,047	12,181	4,983	4,963	21	4,960	4,939	21	23	23	－
	材積	5,410	5,410	3,363	2,046	1,963	1,962	1	1,959	1,958	1	4	4	－
川場村	面積	2,970	2,934	1,930	1,003	1,977	1,914	62	1,941	1,894	46	36	20	16
	材積	1,078	1,078	931	147	935	928	7	927	922	5	8	6	2
昭和村	面積	1,397	1,342	759	583	819	757	61	816	756	60	2	1	1
	材積	462	462	377	85	383	377	6	383	376	6	1	1	0
みなかみ町	面積	13,425	13,148	4,400	8,748	4,379	4,319	60	4,375	4,315	60	4	4	－
	材積	3,401	3,401	2,142	1,259	2,132	2,126	5	2,131	2,125	5	1	1	－

単位 面積：h a、材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無 立 木 地			更新 困難地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
35, 210	8, 186	27, 024	173	6	167	21	1	20	35, 016	8, 179	26, 837	248	1, 092	88	1, 005	1, 368
5, 632	1, 421	4, 211	26	1	25	3	0	3	5, 603	1, 420	4, 183	-	-	-	-	-
4, 716	2	4, 714	56	-	56	-	-	-	4, 661	2	4, 658	83	164	43	122	11
694	1	693	9	-	9	-	-	-	686	1	685	-	-	-	-	-
20, 244	8, 084	12, 160	29	6	23	7	1	6	20, 208	8, 077	12, 131	6	729	17	713	1, 347
3, 447	1, 401	2, 045	4	1	4	1	0	0	3, 442	1, 401	2, 041	-	-	-	-	-
957	16	941	32	-	32	8	-	8	917	16	901	9	27	2	26	0
143	3	140	5	-	5	1	-	1	137	3	134	-	-	-	-	-
524	2	522	1	-	1	-	-	-	522	2	520	37	18	4	14	0
79	0	78	0	-	0	-	-	-	79	0	78	-	-	-	-	-
8, 769	81	8, 688	55	-	55	6	-	6	8, 708	81	8, 627	113	154	23	131	10
1, 269	16	1, 254	9	-	9	1	-	1	1, 260	16	1, 244	-	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		面積	総 数	立 木											
				総 数			人 工 林								
							総 数			育成単層林			育成複層林		
				総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	54,903	52,194	24,883	27,312	16,985	16,697	288	16,860	16,589	271	125	107	17	
	材積	13,202	13,202	8,963	4,239	7,570	7,542	28	7,538	7,511	26	32	30	2	
県有林	面積	426	426	253	173	248	246	2	248	246	2	－	－	－	
	材積	144	144	115	29	114	114	0	114	114	0	－	－	－	
市町村有林	面積	2,095	2,055	1,333	722	1,357	1,312	45	1,335	1,295	41	21	17	4	
	材積	683	683	575	108	577	573	4	572	568	4	5	5	0	
私有林	法人	面積	30,277	28,314	13,233	15,081	5,455	5,367	89	5,404	5,325	79	51	41	10
		材積	5,888	5,888	3,481	2,408	2,123	2,115	8	2,111	2,105	6	12	11	1
	共有	面積	6,652	6,384	2,280	4,103	2,042	2,008	34	2,016	1,983	33	26	24	1
		材積	1,530	1,530	912	618	869	865	4	862	858	4	7	7	0
	個人	面積	15,320	14,889	7,757	7,131	7,851	7,738	113	7,825	7,714	111	27	24	2
		材積	4,929	4,929	3,868	1,062	3,875	3,863	12	3,867	3,855	12	8	8	0
	その他	面積	132	128	26	101	31	26	5	31	26	5	－	－	－
		材積	27	27	12	15	12	12	0	12	12	0	－	－	－

単位 面積：h a、 材積・成長量：1,000m³

地												竹林	無 立 木 地			更新困難地
天 然 林													総 数	伐採跡地	未立木地	
総数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
35,210	8,186	27,024	173	6	167	21	1	20	35,016	8,179	26,837	248	1,092	88	1,005	1,368
5,632	1,421	4,211	26	1	25	3	0	3	5,603	1,420	4,183	-	-	-	-	-
178	7	170	-	-	-	-	-	-	178	7	170	-	0	0	-	-
30	1	29	-	-	-	-	-	-	30	1	29	-	-	-	-	-
698	21	677	9	-	9	-	-	-	689	21	669	3	27	4	23	10
106	2	104	1	-	1	-	-	-	105	2	102	-	-	-	-	-
22,859	7,866	14,992	78	6	72	15	1	14	22,765	7,859	14,906	12	606	10	596	1,345
3,766	1,365	2,400	12	1	11	2	0	2	3,752	1,365	2,387	-	-	-	-	-
4,341	272	4,069	26	-	26	1	-	1	4,314	272	4,042	10	252	7	245	6
661	47	614	4	-	4	0	-	0	657	47	609	-	-	-	-	-
7,037	19	7,018	59	-	59	5	-	5	6,973	19	6,954	222	203	66	137	7
1,055	5	1,050	9	-	9	1	-	1	1,045	5	1,040	-	-	-	-	-
97	-	97	0	-	0	-	-	-	96	-	96	0	4	0	4	-
15	-	15	0	-	0	-	-	-	15	-	15	-	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林											
	保水 安源 林かん 養	保土 安砂 林流出 防備	保土 安砂 林崩壊 防備	飛砂 安防 備	防風 保安 林	保水 安害 林防 備	保干 安害 林防 備	保安 なだ れ防 止	保落 安石 林防 止	保健 保安 林	風致 保安 林	計
総数	(-) 26,606	(18) 4,531	(-) 46	(-) -	(-) 43	(-) 18	(-) 178	(-) 110	(-) 11	(6,827) -	(-) 0	(6,845) 31,543
沼田市	(-) 1,411	(1) 962	(-) 13	(-) -	(-) 5	(-) -	(-) 28	(-) -	(-) 4	(126) -	(-) 0	(127) 2,424
片品村	(-) 21,435	(-) 2,507	(-) 6	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(5,690) -	(-) -	(5,690) 23,949
川場村	(-) 1,254	(-) 38	(-) 0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 105	(-) 15	(-) -	(8) -	(-) -	(8) 1,413
昭和村	(-) 78	(-) 287	(-) 8	(-) -	(-) 38	(-) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 421
みなかみ町	(-) 2,428	(17) 736	(-) 19	(-) -	(-) -	(-) 7	(-) 45	(-) 94	(-) 7	(1,003) -	(-) -	(1,021) 3,336

注： 1 左側の欄から記入し、左側の制限林と重複する面積は上段に()書きで外数とした。
 2 砂防指定地より右側の面積は見込みである。

単位 面積：h a

保安施設地区	砂防指定地	崩壊傾斜危険地区	自然公園（国立公園）						地域自然特別境界地区全	史跡名勝天然記念物	合計
			特別保護区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	普通地区	計			
(-) 0	(111) 175	(5) 66	(5, 762) 572	(2, 292) 17	(4, 118) 41	(5, 565) -	(1, 599) -	(19, 336) 630	(-) 209	(6, 225) 10	(32, 523) 32, 634
(-) 0	(10) 82	(3) 14	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) (-)	(-) -	(7) 10	(146) (2, 530)
(-) -	(91) 20	(2) 20	(5, 762) 572	(2, 292) 17	(4, 043) 30	(5, 565) -	(1, 599) -	(19, 260) (619)	(-) -	(6, 219) -	(31, 262) (24, 608)
(-) -	(0) 4	(-) 3	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) (-)	(-) -	(-) -	(8) (1, 420)
(-) -	(0) 4	(0) 10	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) (-)	(-) -	(-) -	(0) (435)
(-) -	(9) 66	(0) 19	(-) -	(-) -	(76) 11	(-) -	(-) -	(76) (11)	(-) 209	(-) -	(1, 106) (3, 641)

(6) 樹種別面積・材積表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

林種 樹種	総数		人工林		天然林	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	52,196	13,202	16,986	7,570	35,210	5,632
ス ギ	7,527	4,207	7,527	4,207	－	－
ヒ ノ キ	1,211	355	1,211	355	－	－
マ ツ	2,300	898	2,291	895	9	3
カ ラ マ ツ	5,209	1,915	5,209	1,915	－	－
その他針葉樹	8,637	1,587	460	169	8,178	1,418
ク ヌ ギ	67	13	5	1	61	12
ア カ シ ア	60	10	0	0	59	10
ぼう芽更新	16,295	2,379	－	－	16,295	2,379
天然下種更新	10,016	1,707	－	－	10,016	1,707
その他広葉樹	875	131	283	28	592	103

(7) 特定保安林の指定状況

単位 面積：h a

単位：面積：ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面 積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
該当なし								

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分	荒廃地			荒廃危険地
	崩壊地	地すべり地	小計	
管内総数	1.96	－	1.96	4,153.35
沼田市	0.59	－	0.59	839.68
片品村	－	－	－	1,176.94
川場村	0.38	－	0.38	137.91
昭和村	－	－	－	263.83
みなかみ町	0.99	－	0.99	1,734.99

(9) 森林の被害

単位 面積：h a

種類	山火事			水害			雪害			凍害			病虫害			野兎鼠害			獣害		
年度	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
総数	0.2	－	－	0.1	0.2	0.3	－	－	－	－	－	－	5.3	6.9	9.2	－	－	－	5.5	6.1	6.8
沼田市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.2	0.6	－	－	－	2.8	3.1	4.1
片品村	－	－	－	－	0.2	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2.3	2.5	2.2
川場村	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	0.4	0.3	－	－	－	0.1	0.1	0.1
昭和村	0.1	－	－	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	0.2	0.1	0.3	－	－	－	－	－	－
みなかみ町	0.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5.0	6.2	8.0	－	－	－	0.4	0.5	0.5

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

所有階層別 区 分		総数	0.3 未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～3.0	3.0～5.0
総数	所有者数	12,006	4,405	1,504	1,912	2,513	653
	面積	54,904	624	582	1,358	4,369	2,519
沼田市	所有者数	4,613	1,834	597	693	921	248
	面積	9,801	259	233	487	1,570	958
片品村	所有者数	1,601	512	204	308	353	77
	面積	27,311	76	79	223	611	294
川場村	所有者数	927	288	100	132	258	65
	面積	2,970	40	38	94	464	249
昭和村	所有者数	1,073	451	191	199	160	36
	面積	1,397	68	73	136	272	134
みなかみ町	所有者数	3,792	1,320	412	580	821	227
	面積	13,425	181	159	418	1,452	883

注：複数の市町村に森林を所有する所有者については、森林の所在する各市町村ごとに集計を行っている。

単位 所有者数：人 面積：h a

5.0～10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100.0～ 200.0	200.0～ 500.0	500.0 以上
549	274	69	53	38	18	9	9
3,861	3,807	1,654	1,931	2,606	2,443	2,772	26,376
183	91	13	13	14	2	2	2
1,321	1,274	317	465	957	250	520	1,190
84	32	12	4	6	2	2	5
567	453	301	142	397	286	675	23,208
42	25	7	5	2	2	－	1
282	339	163	173	134	285	－	708
20	10	1	4	－	－	1	－
140	129	21	138	－	－	286	－
220	116	36	27	16	12	4	1
1,551	1,613	852	1,012	1,120	1,623	1,291	1,270

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：h a

区分	総 数		公有林		私有林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総数	(2) 7	(317) 3,092	(-) 2	(-) 382	(2) 6	(317) 2,710	
沼田市	(1) 3	(30) 1,867	(-) 1	(-) 307	(1) 3	(30) 1,559	
片品村	(-) 3	(-) 92	(-) -	(-) -	(-) 3	(-) 92	
川場村	(1) 2	(287) 358	(-) 1	(-) 75	(1) 1	(287) 283	
昭和村	(-) 1	(-) 100	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 100	
みなかみ町	(-) 5	(-) 675	(-) -	(-) -	(-) 5	(-) 675	

注：1 令和6年度末時点での認定状況。

2 市町村別の人数欄は、当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者等の数を記載し、当該市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数を上段に（）書きで内数とした。

3 市町村別の面積欄は、人数欄の人数に対応する面積を記載し、人数欄の（）書きの人数に対応する面積を上段に（）書きで内数とした。

4 総数の欄の人数は市町村別内訳の合計でなく当該管内及び当該森林計画区の認定森林所有者等の数を記載。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：h a

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件数	面積	件数	面積	
総数	95	66	2	28	
沼田市	95	66	2	28	
片品村	-	-	-	-	
川場村	-	-	-	-	
昭和村	-	-	-	-	
みなかみ町	-	-	-	-	

注：令和6年度末時点での設定状況。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤理事 ・ 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
森林組合	総数		4,776	14	87,372	21,925	
	片品村	片品村	613	4	4,466	4,532	
	沼田市 川場村 昭和村 みなかみ町	利根沼田	4,163	10	82,906	17,393	
生産森林組合	総数		948	94	277,979	1,237	-
	沼田市	柿平	7	3	1,400	67	
		多那	76	8	3,850	80	
		輪組	43	6	6,450	125	
		高戸谷	20	4	4,080	90	
		日向南郷	16	3	4,991	22	
		日陰南郷	9	3	12,320	55	
		下川田	178	9	18,588	54	
	川場村	門前	66	8	43,494	76	
		天神	47	8	31,020	60	
	みなかみ町	入須川	86	8	23,220	147	
		後閑	95	13	24,000	149	
		真政	30	6	504	15	
		上牧	88	8	28,701	180	
		下津	187	7	75,361	117	

注：令和6年度版森林組合現況表による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

区分		総数	片品村	利根沼田
部門別				
指導	収益	2,819	1,028	1,791
	費用	1,423	926	497
販売	収益	124,798	457	124,341
	費用	84,028	298	83,730
加工	収益	8,342		8,342
	費用	10,911		10,911
森林整備 ・利用	収益	287,176	40,176	247,000
	費用	173,706	28,684	145,022
購買	収益	12,061	3,514	8,547
	費用	9,096	3,006	6,090
金融	収益	6		6
	費用	－		
事業管理費		168,221	20,260	147,961
収益		435,202	45,175	390,027
費用		279,164	32,914	246,250
事業総利益		－12,183	－7,999	－4,184

注：令和6年度版森林組合現況表による。

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業者数

区分	造林業	素材生産業	木材卸売業		木材・木製品製造業			その他
				うち 素材市売市場	製造業	チップ生産	その他	
総数	5	22	14	-	11	6	-	4
沼田市	1	9	11	-	8	4	-	3
片品村	2	7	-	-	-	-	-	-
川場村	1	2	1	-	1	1	-	-
昭和村	-	2	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	1	2	2	-	2	1	-	1

注：令和6年次木材基本調査による。

(6) 林業労働力の概況

ア 林業後継者等

区 分	林研グループ		
	団体数	人数	摘 要
総 数	2	10	
沼田市			
片品村			
川場村			
昭和村			
みなかみ町	2	10	三国林業研究会（休止）、木の駅入口

注：令和7年8月1日時点

イ 森林組合における作業班の年齢階層別作業員数

単位：人

組合名	総数		30才未満		30～39		40～49		50～59		60才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	41	-	3	-	6	-	16	-	9	-	7	-
片品村	11	-	-	-	3	-	3	-	4	-	1	-
利根沼田	30	-	3	-	3	-	13	-	5	-	6	-

注：令和6年度版森林組合現況表による。

ウ 森林組合における作業班員の就業日数別作業員数

単位 実人員：人、延日数：日

組合名	総数		59日以下		60～149		150～209		210日以上	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数	41	8,123	6	128	2	275	7	1,369	26	6,351
片品村	11	1,373	5	122	-	-	3	605	3	646
利根沼田	30	6,750	1	6	2	275	4	764	23	5,705

注：令和6年度版森林組合現況表による。

(7) 林業機械化の概況

機械種名	摘 要	単 位	所 有 区 分 別 数 量							
			公 有 林	学 校 林	会 社	森 林 組 合	そ の 他 組 合	林 研 グ ル ー プ	集 落	個 人
ハーベスタ		台			4	2				6
タワーヤーダ		〃								-
スイングヤーダ		〃			2					2
フォワーダ	積載式集材専用トラクタ	〃			8	3				12
プロセッサ		〃			10					10
スキッド	牽引式集材専用のトラクタ	〃								-
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械以外の高性能林業機械	〃			19					19

- 注：1 本表の林業機械は、主として伐採搬出（貯木場での作業を含む）、育林（苗木生産、地拵、植付、下刈、除伐等）に使用されるもの。（製材工場で使用されるものは含まない。）
- 2 令和5年度において1日以上稼働したもので、令和6年3月31日現在保有しているもの。
- 3 その他組合とは機械利用共同組合、素材生産組合等。

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 路線数：箇所 延長：m 密度m/ha

区 分	路線数累計	延長累計	密 度
総数	915	937,323	17
沼田市	336	351,800	36
片品村	111	97,358	4
川場村	178	198,054	67
昭和村	44	63,574	45
みなかみ町	246	226,537	17

注：令和6年度までの累計の実績である。

(9) その他

林産物の生産量

区 分	生しいたけ t	乾しいたけ t	なめこ t	えのきたけ t	ひらたけ t	ぶなしめじ t	まいたけ t	竹材 束
総 数	449	1	21	7	-	97	86	-
沼田市	53	-	21	-	-	-	46	-
片品村	-	-	-	-	-	97	15	-
川場村	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和村	-	-	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	396	1	-	7	-	-	25	-

区 分	桐材 m3	木炭 t	薪 t	タケノコ t	フキ t	フキノトウ t	ワラビ t	タラノメ t
総 数	-	8	200	-	-	5	-	1
沼田市	-	0	-	-	-	-	-	-
片品村	-	7	-	-	-	-	-	-
川場村	-	0	-	-	-	-	-	-
昭和村	-	-	-	-	-	5	-	1
みなかみ町	-	-	200	-	-	-	-	-

注：令和 6 年次の実績である。

4 前期計画の実行状況（過去5年間）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³、実行歩合：％

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	200	280	480	176	372	548	88	133	114
針葉樹	150	280	430	133	372	505	89	133	117
広葉樹	50	—	50	43	—	43	86	—	86

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和3～令和7年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

（2）間伐面積

単位 面積：h a、実行歩合：％

計 画	実 行	実行歩合
3,400	1,266	37

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和3～令和7年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

（3）人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a、実行歩合：％

総 数			人工造林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
710	163	23	420	108	26	290	55	19

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年（令和3～令和7年度）の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：％

区 分	開 設 延 長			拡 張 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	2.4	1.9	79%	57.5	7.0	12%
うち林業専用道	2.4	1.9	79%	0.5	0.5	100%

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和3～令和7年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	756	11	1	－	2	－
水源涵養のための保安林	284	11	4	－	1	－
災害防備のための保安林	457		－	－	1	－
保健、風致の保存等のための保安林	15		－	－		－

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha、実行歩合：％

計 画	実 行	実行歩合
－	－	－

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：％

区分	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
山地治山(箇所)	69	28	41
総合治山(箇所)	－	－	－
水源地域整備(箇所)	－	－	－
保安林整備(地区)	15	6	40

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和3～令和7年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	-	-	-
	人工林	-	-	-
	天然林	-	-	-
保 育		-	-	-
伐 採	総 数	-	-	-
	主 伐	-	-	-
	間 伐	-	-	-
その他		-	-	-

注：1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年(令和3～令和7年度)の計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5ヶ年に対応する実行量である。

ただし、令和7年度の実行量は見込値である。

5 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャ 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷 地及びその付 帯施設	道 路 敷	ダム敷	採石採土地	そ の 他 地 民 有 地	原 野	合計
1	1	1	1	-	0	23	-	28

注：前計画の前半5ヶ年(令和3～令和7年度)での異動量である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	牧草採草地	そ の 他 地 民 有 地	国 有 林 官行造林地	合 計
0	0	-	-	-	1

注：前計画の前半5ヶ年(令和3～令和7年度)での異動量である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a、材積：1,000m³、延長：km

分 期			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	總數	總 數	500	520	520	520	520	520	520	520
		針葉樹	430	440	440	440	440	440	440	440
		広葉樹	70	80	80	80	80	80	80	80
	主伐	總 數	270	310	310	310	310	310	310	310
		針葉樹	200	230	230	230	230	230	230	230
		広葉樹	70	80	80	80	80	80	80	80
	間伐	總 數	230	210	210	210	210	210	210	210
		針葉樹	230	210	210	210	210	210	210	210
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造林面積	總 數		1,130	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
	人工造林		710	790	790	790	790	790	790	790
	天然更新		420	470	470	470	470	470	470	470
林道開設延長			2	6	14					

注：第Ⅰ分期は令和８年度から５年間、第Ⅱ分期は令和13年度から５年間、以下５年ごとの計画量である。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：h a、材積：1,000m³

区分		面積												材積
		総 数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15・16 齢級	17・18 齢級	19・20 齢級	21齢級 以上	
第Ⅰ 分期	総 数	53,294	252	452	685	1,842	3,804	8,282	16,024	13,580	4,373	2,097	1,903	13,304
	人工林	総 数	16,985	161	241	221	819	1,525	3,427	6,682	2,831	663	228	187
		育成単層林	16,860	161	234	205	763	1,511	3,415	6,676	2,822	663	228	184
		育成複層林	125	-	7	16	56	15	12	6	9	0	-	4
	天然林	総 数	36,309	91	212	464	1,023	2,279	4,855	9,342	10,749	3,710	1,869	1,716
		育成単層林	173	2	9	2	5	31	42	26	22	2	9	23
		育成複層林	22	-	-	1	6	1	2	8	3	0	1	0
		天然生林	36,114	89	203	461	1,013	2,247	4,811	9,308	10,724	3,708	1,858	1,692
第Ⅲ 分期	総 数	52,240	395	283	536	627	2,299	3,089	5,650	11,262	6,609	2,540	18,950	13,703
	人工林	総 数	17,033	108	162	240	819	1,526	3,426	6,669	2,816	652	394	8,358
		育成単層林	16,883	83	162	233	763	1,511	3,414	6,663	2,807	652	390	5,345
		育成複層林	150	25	-	7	16	56	12	6	9	-	4	49
	天然林	総 数	35,207	287	121	296	406	1,480	1,563	2,224	4,593	3,793	1,888	18,556
		育成単層林	152	2	2	9	2	5	31	42	26	22	2	9
		育成複層林	22	-	-	-	1	6	1	2	8	3	0	1
		天然生林	35,033	285	119	287	403	1,469	1,531	2,180	4,560	3,768	1,886	18,545
第Ⅴ 分期	総 数	52,155	514	395	283	536	627	2,299	3,089	5,643	11,222	6,572	20,975	13,976
	人工林	総 数	17,023	127	108	162	240	221	819	1,526	3,419	6,629	2,779	993
		育成単層林	16,843	97	83	162	233	205	763	1,511	3,407	6,623	2,770	989
		育成複層林	180	30	25	-	7	16	56	15	12	6	9	4
	天然林	総 数	35,132	387	287	121	296	406	1,480	1,563	2,224	4,593	3,793	19,982
		育成単層林	144	2	2	2	9	2	5	31	42	26	22	2
		育成複層林	21	-	-	-	-	1	6	1	2	8	3	0
		天然生林	34,967	385	285	119	287	403	1,469	1,531	2,180	4,560	3,768	19,980
第Ⅶ 分期	総 数	51,988	874	514	395	283	536	627	2,299	3,087	5,621	11,120	26,632	13,943
	人工林	総 数	17,002	258	127	108	162	240	221	819	1,524	3,397	6,527	3,619
		育成単層林	16,786	222	97	83	162	233	205	763	1,509	3,385	6,521	3,606
		育成複層林	216	36	30	25	-	7	16	56	15	12	6	13
	天然林	総 数	34,986	616	387	287	121	296	406	1,480	1,563	2,224	4,593	23,013
		育成単層林	146	3	2	2	2	9	2	5	31	42	26	22
		育成複層林	20	-	-	-	-	-	1	6	1	2	8	3
		天然生林	34,820	613	385	285	119	287	403	1,469	1,531	2,180	4,560	22,988
第Ⅸ 分期	総 数	51,652	1,369	874	514	395	283	536	627	2,298	3,077	5,567	36,112	13,666
	人工林	総 数	16,968	475	258	127	108	162	240	818	1,514	3,343	9,702	8,476
		育成単層林	16,709	432	222	97	83	162	233	762	1,499	3,331	9,683	5,190
		育成複層林	259	43	36	30	25	-	7	16	15	12	19	80
	天然林	総 数	34,684	894	616	387	287	121	296	406	1,480	1,563	2,224	26,410
		育成単層林	129	5	3	2	2	2	9	2	5	31	42	26
		育成複層林	18	-	-	-	-	-	-	1	6	1	2	8
		天然生林	34,538	889	613	385	285	119	287	403	1,469	1,531	2,180	26,377

注：第Ⅰ分期は令和8年度、第Ⅲ分期は令和18年度における資源量である。

(1) 年度別森林資源表 (県計)

単位 面積:ha、材積・成長量:1,000m³

区 分		総数	立木地									その他
樹立年度 (樹立計画区)			総数			人工林			天然林			
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
平成27年度 (西毛)	面 積	228,889	221,367	117,265	104,102	109,833	108,409	1,423	111,535	8,856	102,679	7,522
	材 積	65,437	65,437	50,655	14,783	49,308	49,214	94	16,129	1,441	14,688	—
	成長量	868	868	716	153	712	707	5	156	8	148	—
平成28年度 (利根上流)	面 積	229,313	221,668	117,338	104,330	109,997	108,532	1,465	111,671	8,806	102,865	7,644
	材 積	66,116	66,116	51,181	14,935	49,817	49,718	100	16,299	1,463	14,836	—
	成長量	854	854	704	150	701	696	5	154	9	145	—
平成29年度 (利根下流)	面 積	229,339	221,596	117,323	104,273	110,039	108,514	1,525	111,557	8,809	102,749	7,743
	材 積	67,026	67,026	51,995	15,031	50,642	50,531	111	16,384	1,464	14,920	—
	成長量	837	837	690	147	686	681	5	151	9	142	—
平成30年度 (吾妻)	面 積	229,350	221,533	117,303	104,230	110,168	108,463	1,705	111,365	8,839	102,525	7,817
	材 積	67,636	67,636	52,474	15,162	51,120	50,999	122	16,515	1,475	15,040	—
	成長量	822	822	677	145	675	669	6	147	9	139	—
令和2年度 (西毛)	面 積	231,268	223,293	118,343	104,951	111,243	109,503	1,740	112,050	8,839	103,211	7,975
	材 積	69,901	69,901	54,431	15,469	53,087	52,956	131	16,814	1,476	15,339	—
	成長量	799	799	658	141	656	650	6	144	9	135	—
令和3年度 (利根上流)	面 積	231,160	223,156	118,257	104,899	111,252	109,489	1,762	111,905	8,768	103,137	8,004
	材 積	70,386	70,386	54,813	15,574	53,459	53,323	136	16,927	1,489	15,438	—
	成長量	784	784	646	138	644	638	6	140	8	132	—
令和4年度 (利根下流)	面 積	230,923	222,759	117,941	104,818	110,986	109,173	1,813	111,773	8,768	103,005	8,163
	材 積	70,974	70,974	55,318	15,656	53,973	53,828	145	17,001	1,490	15,512	—
	成長量	766	766	631	135	629	623	6	137	8	129	—
令和5年度 (吾妻)	面 積	230,839	222,709	117,892	104,817	111,015	109,122	1,893	111,694	8,770	102,923	8,131
	材 積	71,484	71,484	55,694	15,790	54,361	54,201	159	17,124	1,493	15,631	—
	成長量	754	754	620	133	619	612	7	134	8	126	—
令和7年度 (西毛)	面 積	230,754	222,637	117,866	104,770	110,999	109,096	1,903	111,637	8,770	102,867	8,118
	材 積	73,099	73,099	57,123	15,976	55,784	55,611	173	17,315	1,512	15,803	—
	成長量	719	719	591	128	590	583	7	129	8	121	—
令和8年度 (利根上流)	面 積	230,724	222,633	117,812	104,821	110,948	109,042	1,906	111,684	8,770	102,914	8,091
	材 積	72,983	72,983	57,023	15,960	55,683	55,511	172	17,299	1,512	15,788	—
	成長量	719	719	591	128	590	583	7	129	8	121	—

注：県全体の森林資源量を、地域森林計画の樹立のあった年度毎に示したものである。

(2) 持続的伐採可能量

ア 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：1,000m³

主伐（皆伐）上限量の目安
133

イ 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％、材積：1,000m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	133	44	177
90	120		164
80	106		150
70	93		137
60	80		124
50	67		111
40	53		97
30	40		84
20	27		71
10	13		57

注：1 間伐立木材積は本文「Ⅱ計画事項」の「第6計画量等」の「1間伐立木材積その他の伐採立木材積」に定める計画量（単年度相当量）である。

2 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でない。